

# 各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金審査会要綱

(令和5年5月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱（令和5年5月18日決裁。以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、交付要綱第6条第2項の規定による応募申込みがなされた事業について、別に定める基準により審査する。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、産業活力部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 産業活力部商工振興課長

(2) 産業活力部産業政策課長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員全員の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、委員が会議に出席できない場合は、その代理人による出席を求めることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、審議事項について、会議を招集する必要がないと委員長が認めるときは、委員の回議をもって会議の審議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 委員長は、会議の開催に当たり必要があると認めるときは、交付要綱第6条第2項の規定による応募申込みをした者に対し、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 会議の出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、産業活力部産業政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。